

保険薬局
管理薬剤師 様 各位

仙台市立病院
院 長 奥田 光崇
薬剤科長 成ヶ澤 稔彦

「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル」の運用について

平素より当院の処方せんを応需頂き、有難うございます。

薬剤師による疑義照会は医薬品の適正使用上、重要な業務です。患者様個々の病状や検査値を勘案した疑義照会・処方提案はますます重要となり、その件数も増えております。一方で形式的な疑義照会はそれ以上に多くあり、患者様・薬局薬剤師・処方医師それぞれのご負担となっている場合もあるかと存じます。

そこで当院では、薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者様への薬学的ケアの充実及び処方医師や保険薬局での負担軽減を図る目的で「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル」の運用を開始することといたしました。

本プロトコルを適正に運用する為、開始にあたっては、プロトコルの趣旨や各項目の内容について薬剤科担当者からの説明をお聞きいただいた上で、合意書を取り交わすことを必須条件としております。参画をご希望される場合には、まず、当院薬剤科(電話 022-308-7111)までご連絡ください。

連絡先

仙台市立病院薬剤科 調剤室
電話 022-308-7111(内 3631)
FAX 022-308-9923